

## 特例金利に反対し、例外なき金利の引き下げを求める会長声明

平成18年 9月 9日

宮 城 県 司 法 書 士 会  
会 長 阿 部 京 子

平成18年9月5日、金融庁が自由民主党に示した貸金業規制法等の改正原案について、宮城県司法書士会は次のとおり声明を表す。

### 声 明 の 趣 旨

1. 出資法の上限利率の引下げにあたっては、短期・小口・事業者用融資等、いかなる特例措置の導入にも反対する。
2. 法改正後の利率適用は、直ちに全て例外なき適用を実現させるべきである。経過期間を置くこと等、法の抜け道となるような経過措置を設けることに反対する。
3. 利息制限法の制限金利は現状でも高い水準にあり、実質的な利上げに繋がる区分の変更に反対する。

### 声 明 の 理 由

#### 1. 現状について

これまで金融庁は多重債務問題解決のため、グレーゾーン金利廃止、出資法の上限金利を利息制限法まで引き下げを前提として検討してきたはずである。にもかかわらず、金融庁から自民党に対して

30万円で半年か、50万円で1年かの個人融資向けの少額短期特例及び500万円、3ヶ月の少額短期・事業者用融資の特例、いずれも特例金利28%を認める。

法改正から、3年程度の経過期間を置いて、上限金利を引き下げた後、この少額短期特例措置を最大で5年の期間存続させる。なお、見直し案により恒久化する可能性もある。

金利を全て一本化するのに9年程度の期間を設ける。

利息制限法の制限金利の金利区分を引き上げる。

などの提案がなされている。

現在、全国で300万人を超える高金利引き下げの署名がなされ、石川県議会を皮切りに、宮城県議会を含め都道府県39議会、仙台市他の宮城県内の26市町村議会を含め全国市町村880議会で「高金利引き下げの意見書」が採択され、多くの国民の声が、全国から国会に届いているはずである。これらの声に含まれる、国民の要望の本質は、特例つきの金利引下げなどではなく、利息制限法上限金利までの例外なき一律の金利引き下げである。

金融庁案は下記に列挙した問題点を含み、国民の声を無視した議論の退行であるといわざるを得ない。

## 2. 金利に関する特例措置・経過措置導入についての問題点

少額短期特例制度の導入は以下の理由により容認できない。

少額短期特例制度を導入することにより、貸金業者は一定期間の少額短期を名目とし、実質は借り換えによる期間延長によって、長期間に亘り高金利を取り続ける事が可能となり、金利引き下げが「骨抜き」になるおそれがある。現在、貸金業者は当初の貸付契約締結後、追加融資や借り換え契約を定期的に行い、数年間の長期に亘って利息のみを徴収し続け、債務者は高利であるが故に元金を返済することができず、やがては利息の返済にも窮するようになり、多重債務に陥っている。したがって、このような例外規定を認めることによって、貸付期間に一定の制限を設けても、多くの貸金業者が、高利を取り続けようと、期間内の借り換えを推奨し、その制度を脱法的に悪用することは目に見えている。また、新規顧客を少額短期特例の対象とすることにより、貸金業者間で顧客の囲い込み、争奪がはじまり、顧客を離さないための無用な貸付け、借り換えを誘発しかねない。

少額短期特例融資のような「例外」として設けた措置が、「例外」でなく、常態化するという事態は、貸金業の歴史では当たり前のように起こっており、当会はこれらの例外を設けることに断固反対する。

法改正から3年間の経過期間を置くことについては、以下の理由により容認できない。

これらの経過期間は、高金利問題の抜本的解決を目指し、「違法金利撤廃」を検討している昨今の議論とは全く相容れず、特例措置が導入された場合は、最終的に9年間もの長期に亘り、最高裁判決で明確に否定された「違法金利」を暫定的に認めることとなる。このような事態は、高金利を借り手側に長期に亘って許容せよと宣告するに等しく、借り手側が本来求める解決からはほど遠いものである。

利息制限法の金利区分の変更を認めることは、以下の理由により容認できない。

現行利息制限法は元本「10万円未満」で年利20%、「10万円以上100万円未満」で18%、「100万円以上」で15%を制限金利としている。この区分について「10万円」を「50万円」に、「100万円」を「500万円」に引き上げることとすれば、消費者金融の貸付の大半を占める50万円未満の貸付については実質的な金利引き上げとなる。借り手側の返済可能な金利水準についてなんらの議論のないまま、利息制限法の制限金利の区分を引き上げれば、返済が困難になった債務者の救済の道を閉ざすこととなる。一般的な国民の生活水準では、現状の利息制限法所定利率でもまだ高利である。このような金利区分の変更は、ある意味名目にすぎず、これは多重債務者の最後の救済手段である利息制限法上限金利の事実上の引き上げに他ならない。

以上の理由により、金融庁のこれらの提案について当会は強い懸念と反対の意思を表明する。